

2022 年度 B 日程

# 福岡大学法科大学院

## 法律専門試験

憲 法  
刑 法  
行政法

### 問題冊子（問題のみで4枚）

#### 注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## 第1問（憲法）

X（被告人）は、A省に勤務する国家公務員であり、相談室付係長として相談業務を担当していた。Xは、衆議院議員総選挙に際して、特定の政党を支持する目的で同党の機関紙を配布した（以下、「本件配布行為」という。）ため、本件配布行為が国家公務員の政治的行為を禁止する国家公務員法102条1項（及び本件配布行為を禁止する人事院規則14-7，その罰則として「3年以下の懲役または100万円以下の罰金」を規定する同法110条1項19号）（以下、これらの規定をまとめて「本件規定」という。）に該当するとして起訴された。

なお、Xの相談業務に対する回答は、コンピュータからの情報に基づくものであり全く裁量の余地のないものであり、また、Xには人事や監督に関する権限は与えられていなかった。また、本件配布行為は、休日に、勤務先やその職務と関わりなく、勤務先の所在地から離れた自己の居住地の周辺で、公務員であることを明らかにせず、無言で、他人の居宅や事務所等の郵便受けに機関紙を投函する態様で行われたものである。

### （設問）

Xの弁護人として、本件における憲法上の問題点を、反論のポイント及び参考とすべき判例を指摘しつつ説明して、Xの無罪を主張しなさい。なお、人事院規則の違憲性に言及する必要はない。

### （参考）

#### 国家公務員法102条

- ① 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

## 第2問（刑法）

次の事例を読んで、設問に答えなさい。

甲は、以前から仲の悪かった隣人乙と玄関先で口論になった。激高した乙がいきなり玄関先に置いてあった野球のバットを掴み、「ぶっ殺してやる」と殴りかかってきた。バットは甲の左肩に当たったが、乙はなお甲の頭部を狙って殴りかかろうとしてきた。甲は恐怖を感じるとともに、乙の攻撃から身を守るためには乙にけがをさせても仕方がないと思い、右手に持っていた園芸バサミで乙の側腹部や腰部などを数回突き刺した（第1暴行）。刺された乙は意識を失い、その場に倒れて動かなくなったが、甲は恐怖心が消えず、乙が起き上がることができないよう乙の大腿部も複数回園芸バサミで突き刺し、傷害を負わせた（第2暴行）。乙は、第1暴行によって生じた側腹部の傷害が原因で死亡した。

### 〔設問1〕

上記の事例における甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

### 〔設問2〕

上記事例中の下線部を次のように変更した場合の甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

「刺された乙は意識を失い、その場に倒れて動かなくなった。甲はその状況を十分に認識しながら、専ら恨みを晴らしたい気持ちで、『おれを甘く見ているな、おれに勝てるつもりでいるのか』などと言って、乙の大腿部も複数回園芸バサミで突き刺し、傷害を負わせた（第2暴行）。」

### 第3問（行政法）

以下は最高裁平成25年1月11日第二小法廷判決の一部である。これを読んで、下記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

なお、判決でいう「新薬事法」とは、平成18年法律第69号1条の規定による改正後の薬事法を、「旧薬事法」とは、同規定による改正前の薬事法を指す。また「新施行規則」とは平成21年厚生労働省令第10号により改正された薬事法施行規則を指す。

新薬事法成立の前後を通じてインターネットを通じた郵便等販売に対する需要は現実に相当程度存在していた上、郵便等販売を広範に制限することに反対する意見は一般の消費者のみならず専門家・有識者等の間にも少なからず見られ、また、政府部内においてすら、一般用医薬品の販売又は授与の方法として安全面で郵便等販売が対面販売より劣るとの知見は確立されておらず、薬剤師が配置されていない事実<sup>1</sup>に直接起因する一般用医薬品の副作用等による事故も報告されていないとの認識を前提に、消費者の利便性の見地からも、一般用医薬品の販売又は授与の方法を店舗における対面によるものに限定すべき理由には乏しいとの趣旨の見解が根強く存在していたものといえる。しかも、憲法22条1項による保障は、狭義における職業選択の自由のみならず職業活動の自由の保障をも包含しているものと解される<sup>2</sup>ところ…、旧薬事法の下では違法とされていなかった郵便等販売に対する新たな規制は、郵便等販売をその事業の柱としてきた者の職業活動の自由を相当程度制約するものであることが明らかである。これらの事情の下で、厚生労働大臣が制定した郵便等販売を規制する新施行規則の規定が、これを定める根拠となる新薬事法の趣旨に適合するもの…であり、その委任の範囲を逸脱したものではないというためには、立法過程における議論をもしんしゃくした上で、新薬事法36条の5及び36条の6を始めとする新薬事法中の諸規定を見て、そこから、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が、上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要するものというべきである。

#### 〔設問1〕

上記判決のいう「新施行規則」すなわち「薬事法施行規則」は、いわゆる委任命令（委任立法）に当たるが、委任命令とはどういうものか。「委任」の意味を明らかにした上で、簡潔に説明しなさい。

〔設問 2〕

下線では「施行規則の規定」が、「新薬事法の趣旨に適合するもの…であり、その委任の範囲を逸脱したもの」とならないための要件が示されている。この要件について簡潔に説明した上で、なぜこのような要件が示されたのか検討しなさい。